

し、かも、職業病は労働者にとつては死の門出ではないか！
 この世の災害は凡てこれ利潤の祭壇に供へられた生贄である。従つてこれに對する補償は盡く備主が之を負擔すべきが当然である。工場法及び鉱業法はたとへ不充分なりとも右の補償を備主に負担せしめた。然るにこれを社会政策に借りた健康保険法は、労働者より掛金（保険料）を強制徴収することによつて工場法による既得権を奪奪し、従つて工場法による備主の負担を有名無実のものならしめたのである。

三、これを具体的に云はるか

- ① 健康保険法第七十四條は賃銀の百分の三の保険料を課し、
- ② 工場法施行令第十三條の二は日職工健康保険法に依る療養の給付又は養養費の支給を受くべきときは其期間第五條の扶助は之を爲すことを要せず、健康保険法による傷病手当金の支給を受くべきとき休業扶助料の支給に付不同じ、
- 職工の死に因し、健康保険法により埋葬料又は埋葬に要したる費用の支給あるときは葬祭料の支給は之を爲すことを要せずと規定し、
- ⑤ 健康保険法第二十條及び同施行令第十條は事實に於て保険料の「ただ取り」を規定し、

④ 工場法施行令第六條にて供へられたる既得権は健康保険法施行令第七十九條によつて二重に侵奪され、
 ⑥ 従来労働者の力によつて獲得した諸種の感情的施設を一掃せしめらる。

その他の「マカシ」的採取は救済に暇なき程である。

三、それはかりでない。健康保険法は大企業の労働者を商賣の保険料を徵集する健康保険組合に強制的に加入せしめることによつて、一つには労働者も労働組合費を出すことを強制的方面から妨害し、一つには共済組合或は所謂溫和な労働組合の機能を奪ひ、且つ之等の全計画を諸島國家の管理の下に置くことによつて労働者の只ゆる自主的運動を妨害し、依つて労働階級の獨立の組織運動を破壊する四としてゐる。

四、資本主義の本義は、正常の發展期を経過することなくおはたぐしく直ちに行詰りの段階に突入した。併し其の文明は社会に工場法の如き社会主義のないことは國民的自恥辱である。支配階級はかくて相当進歩的の工場法を興へた。併し其の行詰りの段階は同時に資本主義の機微である。支配階級はかくて工場法を興へつ放しはば出来まい。改革は今興へたものを直ちに棄置せよとする。健康保険法はかゝる使命を有する資本主義の「形骸」として發展したものの耳